

# 二本松市新型コロナウイルス対策**経営持続化支援金**について

市内中小企業者等の持続的な事業活動を支援することを目的に、経営持続化支援金を交付します。

## 1 交付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している、市内に対象業種の店舗等を有する中小企業者等

## 2 交付対象業種

飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業、娯楽業、運輸業、小売業、卸売業、製造業、不動産業、賃貸業、学習支援業、療術業、建設業、医療、福祉、その他サービス業等

## 3 交付要件

令和2年12月から令和3年2月までにおける連続する2箇月間の売上高等の合計が、前年同期の合計と比して20%以上減少していること。

## 4 交付対象支援金

- (1) 店舗等支援金 1店舗等あたり10万円（1者で複数の店舗等がある場合は20万円を限度）
- (2) 家賃等支援金 1店舗等あたり20万円を限度（1者で複数の店舗等がある場合は40万円を限度）

※ 1箇月分の家賃等 × 1/2 × 4箇月分

（1千円未満切捨て 5万円を限度）

※ 店舗等の家賃等 … 土地（駐車場含む）、建物のほか、車両、機具、機械、装置  
＜専ら事業の用に供するものに限る＞

## 5 交付申請受付

- (1) 受付期間 令和3年2月1日（月）から3月15日（月）まで
- (2) 申請受付 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、原則、郵送による申請受付